

2018年9月28日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の一部改正に関する件

記名国債の新規発行証券について、郵送による証券交付（以下「郵送交付」といいます。）の取扱いを可能とすることに伴い、または規程整備の観点から、標記規程（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2018年10月15日から実施することとしましたので、通知します。

本件改正に伴う代理店における事務の留意事項は、「記名国債の郵送による証券交付の可能化等について」（2018年6月29日付業債第29号）1.（1）をご参照ください。

—— 本件改正では、上記事務連絡1.（1）により通知した事項にかかる改正のほか、以下の改正等を行っています。

- ・ 郵送交付にかかる証券の送付請求枚数・金額（交付通知書が複数ある場合には、それらにかかる証券の枚数・金額の合計）を明確化する観点から、必要に応じて、請求者と事前に調整したうえ、国債証券送付請求書の合計欄への記載を行わせることとしてよい旨
- ・ 郵送交付にかかる証券の送付枚数・金額（交付通知書が複数ある場合には、それらにかかる証券の枚数・金額の合計）を明確化する観点から、必要に応じて、国債証券類送付書原符・同送付書・同受領書の合計欄への記載を行うこととしてよい旨

なお、本件可能化の実施日等について、都道府県から代理受領者（市区町村）に別添のとおり通知しております。

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）

猪俣（内線 6181）・上山（内線 6073）

以 上

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

- 第4編目次の414を横線のとおり改める。

4 1 4 証券の送付請求

① 略（不変）

◆ ~~記載例~~ 送付請求書

② 印鑑票との照合など

③ 略（不変）

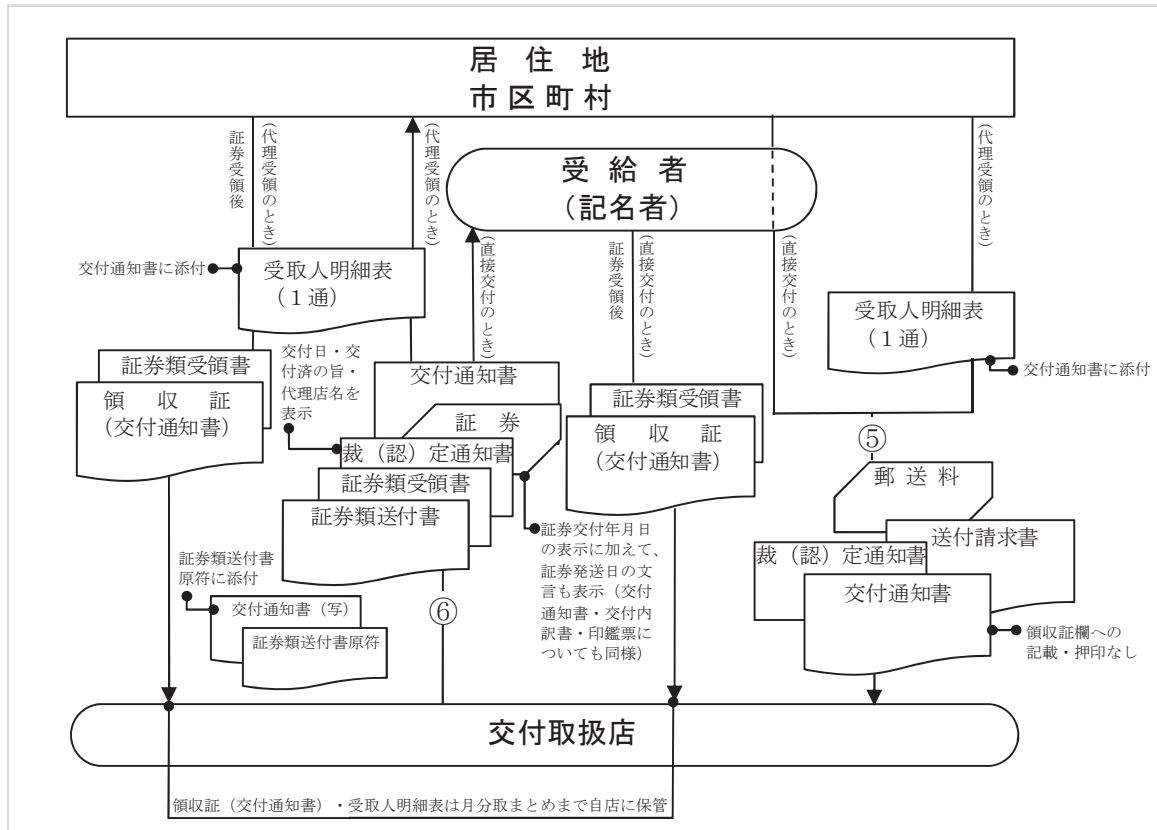
④ 略（不変）

◆ 記載例 送付請求書1・2・3

証券類送付書1・2・3

○ 320の「あらし」2. の「⇒ 327参照・交付事務の月分取まとめ」の
 行の次に次のように加える。

● 郵送により証券を交付する場合には、上図中⑤および⑥は次のとおり。



⇒ 414参照・証券の送付請求

○ 322-1①から④までを横線のとおり改める。

①受付

○ 代理受領する市区町村長（職務代理者を含む。）から証券の交付請求を受けたとき場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日、官公職名（〇〇市長など）を記載して官公印を押し、これに裁（認）定通知書を添えて提出させる。

略（不変）

* }
* } 略（不変）
* }

略（不変）

* 郵送による証券の交付請求を受けた場合（以下322において「郵送交付の場合」という。）には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および公職名の記載ならびに公印の押なつをせずに提出させる。また、証券の送付請求に関する取扱を併せて行う。

⇒ 414参照・証券の送付請求

○ 略（不変）

②交付内訳書との照合

○ 略（不変）

● }
● } 略（不変）
● }

⇒ 略（不変）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

● 略（不変）

* }
* } 略（不変）
* }

- 交付通知書の領収証欄に記載の市区町村長公職名（慰労金国庫債券については平和祈念事業特別基金理事長）が交付内訳書の代理受領者名と一致しているか

* 郵送交付の場合を除く（この場合、414②・④により公職名の確認を行う。）。

* 市区町村名が改称・編入・合併などにより~~変~~変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ

① ~~交付取扱店においてその事実が確認できるものについては、領収証欄の余白に確認済の旨を記載する。~~

② ~~確認できないものについては、官公報などその事実を証する書類を添付させる。~~

③ 「証券の交付年月日等」の表示

- 略（不変）

* 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。

- 略（不変）

⇒ 略（不変）

略（不変）

- 略（不変）

④ 証券の交付および裁（認）定通知書の返付

- 略（不変）

* 受給者（記名者）が証券裏面の印鑑欄への届出印の押なつを忘れないよう、代理受領者に指導方を依頼する（郵送交付の場合には、その旨を414③により作成する国債証券類送付書の余白に記載するか、またはその旨を記載した付せんを当該証券類送付書に貼付することでもよい。）。

* 略（不変）

* 郵送交付の場合には、414③により証券・裁（認）定通知書などの送付手続きをする。

- 322-1の「**交付通知書・裁（認）定通知書の記載例**」を次のとおり改める（全面改正）。

交付通知書・裁（認）定通知書の記載例

第四回特別弔慰金国庫債券交付通知書 通し頁 7

番 号	交 付 取 扱 店	受 取 人 氏 名
第 1234 号	日本銀行〇〇代理店	〇 〇 市 長

第四回特別弔慰金国庫債券(い号)額面150万円
昭和60年発行分

この証券 30万円券 5枚

上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第1項の規定によって交付しますから、上記の交付取扱店で受け取ってください。

平成6年6月3日

〇〇財務局長 〇 〇 〇 〇 印

→ 領 収 証

上記の証券を受け取りました。

平成6年7月1日

現住所
氏 名 〇 〇 市 長 印

※ 6.7.1 ←

注 受取人氏名欄には、市区町村長等が第四回特別弔慰金国庫債券の受領の委任を受けているときは、当該市区町村長等の名を記入すること。

交付内訳書および受取人明細表と照合する。

公職名のほか氏名が記載されていても差支えない。

● 市区町村の長が欠けたときは、副市区町村長が職務代理をすることになる。

〔 <例> 〇〇市長職務代理者 印
 〇〇市副市長 印 〕

「証券の交付年月日等」を表示する。

● 「証券 〇年〇月〇日」形式の交付 〇年〇月〇日」形式の交付
 交付 〇年〇月〇日」形式の
 ゴム印を使用するときは、赤色で
 表示する。
 また、郵送交付の場合には、「証券
 発送日」の文言も赤色で表示する。

● 日付・店名の入っている「交付済印」・
「払渡済印」などを使用してよい。

郵送交付の場合には、領収証欄には、受付時には記載させず、証券の交付後に記載させる。

裁 定 通 知 書

○ 弔D裁定第 000153 号

下記のとおり裁定したので通知します。

平成6年6月1日

〇 〇 県 知 事 印

根拠法 給付の種別 国債の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第四回特別弔慰金国庫債券		
券面種別	300,000円券	国債の記号	い号
死亡者	甲野三郎		
請求者	甲野太郎 昭和10年5月20日生		
住 所	〇〇県〇〇市〇〇167-3		

6.7.1 交付済
日本銀行〇〇代理店 ←

注1. この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生大臣に対して不服申立てができます。

2. 国債を受領する際は、この通知書を呈示して下さい。
なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

公印の押なつに代えて、公印の印影が黒色で印刷されていることもある。

交付内訳書と照合する。

交付日付・「交付済」の旨・代理店名を表示する。

- 322-1の「交付内訳書への「証券の交付年月日等」の記載例」を横線のとおり改める。

交付内訳書への「証券の交付年月日等」の記載例

国債発行請求内訳書				証券平成19.12.3 交付 ←		
第二十二回特別給付金国庫債券						
発行日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の名	交付取扱店の名称	代理受領者(市区町村長等名)
平成19年11月1日	は号	2,000,000円券	7	〇〇財務局	日本銀行 〇〇代理店	〇〇市長
裁定通知書の記号及び番号	受取人		償還金支払場所	※証券番号	備考	
	氏名	居住地				
北特E裁定 000153	J山太郎	〇〇県〇〇市	〇〇郵便局	0741407		
城特E裁定 000025	甲野花子	〃	〇〇郵便局	0741408		

証券を一括交付したときは、「証券の交付年月日等」を表示する。

- 「証券交付 〇年〇月〇日」形式のゴム印を使用するときは、赤色で表示する。
また、郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も赤色で表示する。
- 略(不変)

- 322-2①から④までを横線のとおり改める。

①受付

- 記名者(受給者)から証券の交付請求を受けたとき場合には、交付通知書の領収証欄に受領年月日・請求者の住所・氏名を記載して受領届出印を押し、これに裁(認)定通知書を添えて提出させる。

略(不変)

* 略(不変)

* 郵送交付の場合には、交付通知書の領収証欄に、受領年月日および請求者の住所・氏名の記載ならびに届出印の押なつをせずに提出させる。また、証券の送付請求に関する取扱を併せて行う。

⇒ 414参照・証券の送付請求

- 略(不変)

略(不変)

②交付内訳書との
照合

○ 略（不変）

● 略（不変）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

● 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

● 略（不変）

* 郵送交付の場合を除く（この場合、4 1 4 ②・④により住所・氏名・印影の確認を行う。）。

以下略（不変）

③「証券の交付年月日等」の表示

○ 略（不変）

* 郵送交付の場合には、「証券発送日」の文言も表示する。

⇒ 略（不変）

○ 略（不変）

④証券の交付および裁（認）定通知書の返付

○ 略（不変）

* 証券裏面の印鑑欄に届出印を押しておくよう受取人に伝える（郵送交付の場合には、その旨を4 1 4 ③により作成する国債証券類送付書の余白に記載するか、またはその旨を記載した付せんを当該証券類送付書に貼付することでもよい。）。

* 略（不変）

* 交付請求に際し、証券を郵送されたい旨の申出を受けているとき郵送交付の場合には、速やかに4 1 4 ③により証券・裁（認）定通知書などの送付手続きをする。

⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求

- 322-2の交付通知書・裁（認）定通知書の記載例を次のとおり改める（全面改正）。

交付通知書・裁（認）定通知書の記載例

第四回特別弔慰金国庫債券交付通知書		通し頁
番 号	交 付 取 扱 店	受 取 人 氏 名
第 1234 号	日本銀行〇〇代理店	甲 野 太 郎
第四回特別弔慰金国庫債券(い号)額面 30 万円 昭和 60 年発行分		
この証券 30 万円券 1 枚 上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給 法第 5 条第 1 項の規定によって交付しますから、上記の 交付取扱店で受け取ってください。 平成 6 年 6 月 3 日 〇〇財務局長 〇 〇 〇 〇 印		
領 収 証 上記の証券を受け取りました。 平成 6 年 7 月 1 日 現住所 〇〇県〇〇市〇〇167-3 氏 名 甲 野 太 郎 印		
証券平 6.7.1 交付成 6.7.1		
注 受取人氏名欄には、市区町村长等が第四回特別弔慰金 国庫債券の受領の委任を受けているときは、当該市区町 村长等の名を記入すること。		

交付内訳書と照合する。

受取人（受給者）または法定代理人以外の者から請求を受けたときは、受取人または法定代理人が作成した委任状を添付する。

郵送交付の場合には、領収証欄には、受付時には記載させず、証券の交付後に記載させる。

「証券の交付年月日等」を表示する。

- 「証券 〇年〇月〇日」形式の交付
 ゴム印を使用するときは、赤色で表示する。
 また、郵送交付の場合には、「証券 発送日」の文言も赤色で表示する。
- 日付・店名の入っている「交付済印」・
 「払渡済印」などを使用してよい。

裁 定 通 知 書 〇弔D裁定第 000153 号 下記のとおり裁定したので通知します。 平成 6 年 6 月 1 日 〇 〇 県 知 事 印			
根 拠 法 給 付 の 種 別 国 債 の 名 称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第四回特別弔慰金国庫債券		
券 面 種 別	300,000 円 券	国 債 の 記 号	い 号
死 亡 者	甲 野 三 郎		
請 求 者	甲 野 太 郎	昭和 10 年 5 月 20 日 生	
住 所	〇〇県〇〇市〇〇167-3		
6.7.1 交付済 日本銀行〇〇代理店			
注 1. この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生大臣に対して不服申立てができます。 2. 国債を受領する際は、この通知書を呈示して下さい。 なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。			

公印の押なつに代えて、公印の印影が黒色で印刷されていることもある。

交付内訳書と照合する。

交付日付・「交付済」の旨・代理店名を表示する。

○ 327①を横線のとおり改める。

①領収証（交付通知書）の取まとめ

○ 略（不変）

* 郵送により交付した場合における領収証（交付通知書）は、証券発送日の属する月を交付月として取まとめを行う。

○ 327④中、「1月・5月など月初に銀行休業日が多く」を削る。

○ 414①を次のとおり改める（全面改正）。

①国債証券送付請求書の受理など

○ 各種の請求・届出に伴う手続済の証券・代証券の受領者または新規発行証券の代理受領者もしくは記名者から、その証券を郵送されたい旨の申出を受けた場合には、国債証券送付請求書に、当該証券を書留郵便（一般書留）で送付するのに必要な郵送料を添えて提出させる。

* 以下414において、請求者が各種の請求・届出に伴う手続済の証券・代証券の受領者である場合を「各種請求証券・代証券の送付請求の場合」といい、請求者が新規発行証券の代理受領者または記名者である場合を「新規発行証券の送付請求の場合」という。

* 証券を送付されたい旨の文言および請求者の住所・氏名（新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるときは、公職名）が記載され、押印されている書面の提出を受けた場合には、当該書面を送付請求書と同様に取扱ってよい。

* 各種請求証券・代証券の送付請求の場合において、郵送料のみが送付されてきたときは、自店で送付請求書を作成し、これにより取扱うこととしてよい。この場合、届出印の押なつは不要。

* 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）・裁（認）定通知書を併せて提出させる。この場合、郵送による提出のときは、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法による。

⇒ 322参照・証券の交付

○ 送付請求書の余白に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 141②参照・受付証券類への代理店名などの表示

送付請求書
記載例参照

○ 4 1 4 ②を横線のとおり改める。

②印鑑票との照合
など

○ 送付請求書について、それぞれ次のことを確かめる。

[各種請求証券・代証券の送付請求の場合]

- 送付請求書に記載・押印されている請求者の住所・氏名・印影などが、記名国債証券印鑑票と一致していることを確かめる。か

[新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が代理受領者であるとき]

- 送付請求書に記載されている公職名が交付内訳書の代理受領者名と一致しているか

* 市区町村名が改称・編入・合併などにより変更されているときは、官公報などによりその事実を確認したうえ、余白に確認済の旨を記載する。

[新規発行証券の送付請求の場合において、請求者が記名者であるとき]

- 送付請求書に記載・押印されている請求者の住所・氏名・印影が印鑑票と一致しているか

○ 414③ (図を除く。)を横線のとおり改める。

③送付

○ 略(不変)

* 略(不変)

* 新規発行証券の送付請求の場合には、交付通知書の写を作成し、当該写を証券類送付書原符に添付する。

証券類送付書 記載例参照

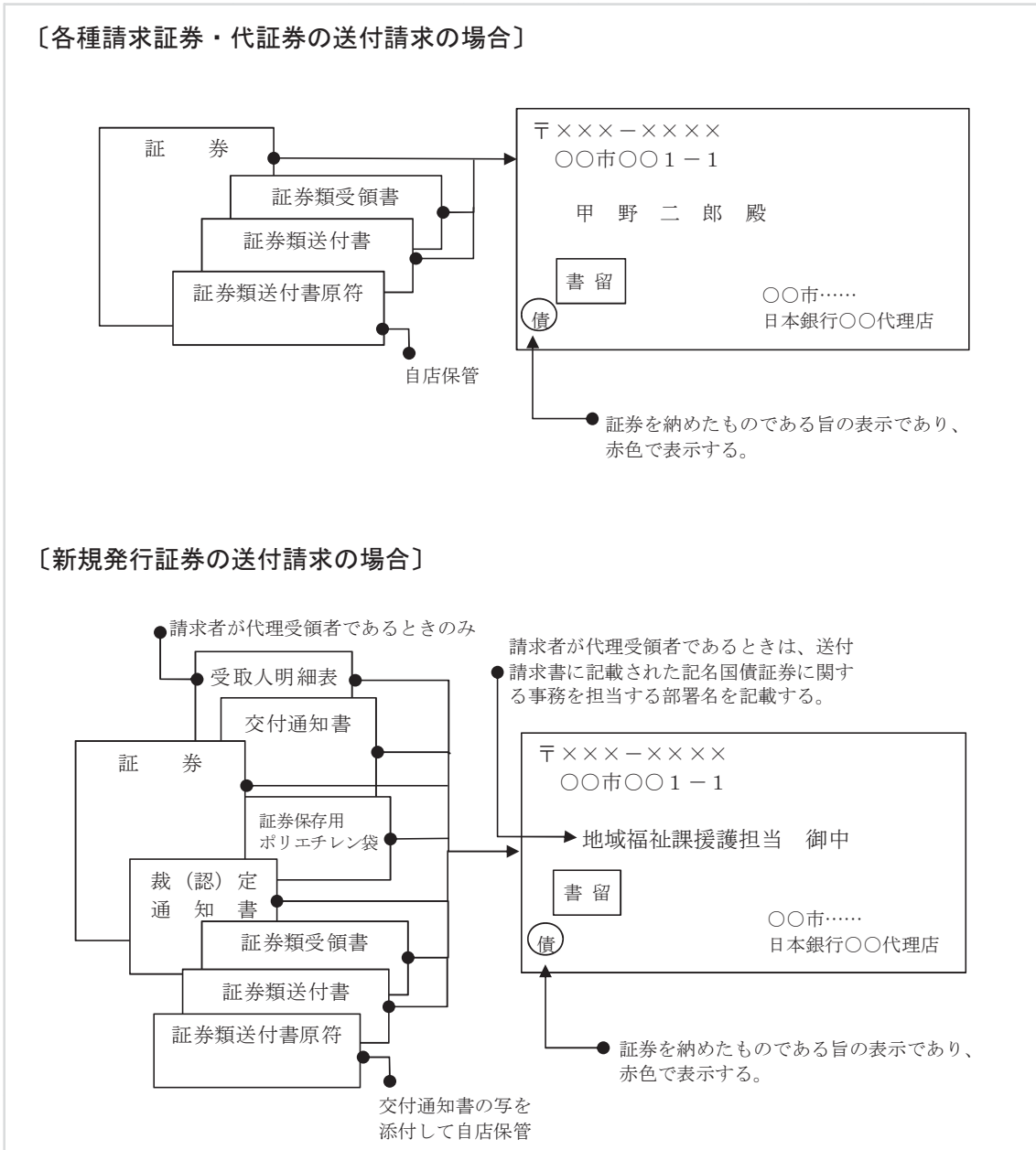
● ~~国債証券受領書を交付しているときは、これを返送されたい旨を証券類送付書の余白に記載する。~~

⇒ ~~411②参照・証券受領書の回収~~

○ 略(不変)

* 新規発行証券のとき送付請求の場合には、交付通知書・受取人明細表(請求者が代理受領者であるときのみ)・裁(認)定通知書・証券保存用ポリエチレン袋もを同封する。

○ 4 1 4 ③の図を次のとおり改める（全面改正）。



- 414④を横線のとおり改める。

④国債証券類受領書の受領など

[各種請求証券・代証券の送付請求の場合]

- 請求者から証券類受領書・証券受領書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。
 - 証券類受領書は、これに押印されている受領印の印影が、印鑑票または送付請求書の印影と一致していることを確かめたうえ、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 証券受領書は、証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。
⇒ 略（不変）
- 請求者から証券類受領書・証券受領書の送付がないときは、次のいずれかにより取扱う。
 - 証券類送付書原符に書留番号を記載し、これを送付請求書に添付して保管（保管期間10年）するか、または。
 - 書留郵便物受領証を証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。

[新規発行証券の送付請求の場合]

- 請求者から証券類受領書・領収証（交付通知書）・受取人明細表（請求者が代理受領者であるときのみ）の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。
 - * 送付は、書留郵便（簡易書留でよい。）など確実な方法による。
 - 証券類受領書は、これに押印されている印影が送付請求書の印影と一致していることを確かめたうえ、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
 - 領収証（交付通知書）は、それぞれ次のことを確かめる。

(請求者が代理受領者であるとき)

① 受領年月日・公職名の記載および公印の押なつがさ
れているか

② 記載されている公職名が送付請求書の請求者名と一
致しているか

* ②により、市区町村名の変更の事実を確認し、送付請求書の余
白に確認済の旨が記載されているときは、領収証欄の余白にも確
認済の旨を記載する。

(請求者が記名者であるとき)

① 受領年月日・受取人の住所・氏名の記載および押印
がされているか

② 記載されている受取人の住所・氏名および押印され
ている印影が送付請求書の請求者の住所・氏名・印影
と一致しているか

○ 4 1 4 ④の次に次の送付請求書の記載例を加える。

送付請求書の記載例 1 — 各種請求証券・代証券の送付請求の場合

書式 No. 105
注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国債証券送付請求書
(日付) 6. 5. 11

日本銀行〇〇代理店 御中
〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇1-1

氏名 甲野 二郎 印 ①

(郵便切手等)

郵送料として郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便(一般書留)により上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
第四回特別弔慰金 国庫債券	い	1	300,000 ^円	滅紛失代証券請求
合	計	1	300,000	

② 6. 5. 11 日本銀行〇〇代理店

● 自店保管 (保管期間10年)

① 届出印が押される。

② 代理店名・受付日付を表示する。

送付請求書の記載例 2

新規発行証券の送付請求の場合において、
請求者が代理受領者であるとき

書式 No. 105
注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国債証券送付請求書

(日付) 30.11.12

日本銀行〇〇代理店
御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇1-1
① 住所 地域福祉課援護担当 印
② 氏名 〇〇市長 印

(郵便切手等)
郵送料として郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便(一般書留)により
上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
③ 国債名称等は交付通知書記載のとおり			円	
④ 合計				

⑤ 30.11.12 日本銀行〇〇代理店

● 自店保管 (保管期間 10年)

- ① 所在地および記名国債証券に関する事務を担当する部署名が記載される。
- ② 公職名が記載され、公印が押される。
- ③ 国債名称・記号・枚数・額面金額の記載に代え、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載される。
- ④ 証券の枚数・額面金額の合計を記載させることとしてよい。
- ⑤ 代理店名・受付日付を表示する。

送付請求書の記載例 3

— 新規発行証券の送付請求の場合において、
請求者が記名者であるとき

書式 No. 105
注意 郵送途中の危険は請求者の負担とする。

国債証券送付請求書

(日付) 30.11.12

日本銀行〇〇代理店
御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇1-1
氏名 甲野 二郎

印
甲野 ①

(郵便切手等)
郵送料として郵便切手×××円添付しますから、下記証券を書留郵便(一般書留)により上記住所に送付して下さい。

国債名称	記号	枚数	額面金額	備考
② 国債名称等は交付通知書記載のとおり			円	
③ 合	計			
④ 30.11.12 日本銀行〇〇代理店				

● 自店保管 (保管期間 10 年)

- ① 届出印が押される。
- ② 国債名称・記号・枚数・額面金額の記載に代え、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載される。
- ③ 証券の枚数・額面金額の合計を記載させることとしてよい。
- ④ 代理店名・受付日付を表示する。

○ 4 1 4 の **証券類送付書の記載例** を次のとおり改める（全面改正）。

証券類送付書の記載例 1 — 各種請求証券・代証券の送付請求の場合

3枚複写

書式 No. 104

国債証券類送付書原符 (日付) 6. 5. 25

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 〇〇市〇〇1-1
甲野 二郎 殿

御中

摘要(送付事由等)		国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
①	第四回特別弔慰金 国庫債券			300,000		1	300,000
②							
③							
合 計						1	300,000

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
送付書類

書式 No. 104

国債証券類送付書 (日付) 6. 5. 25

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 〇〇市〇〇1-1
甲野 二郎 殿

御中

店印

店
印

同封の国債証券類受領書に受領日付を記載し、届出印を押してご返送下さい。
なお、さきにお渡しした国債証券受領書も一緒にご返送下さい。

摘要(送付事由等)		国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
④	第四回特別弔慰金 国庫債券			300,000		1	300,000
合 計						1	300,000

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
送付書類

書式 No. 104

国債証券類受領書 (日付) 6. 5. 25

あて先 日本銀行〇〇代理店

仕出 〇〇市〇〇1-1
甲野 二郎 殿

御中

印

摘要(送付事由等)		国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
⑥	第四回特別弔慰金 国庫債券			300,000		1	300,000
合 計						1	300,000

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
送付書類

- ① 国債名称は、略称で記載してよい。
⇒ 120参照・用語の解説・略称
- ② 記号・番号の記載を要しない。
- ③ 証券に付属している利賦札の枚数に関係なく証券1枚として額面金額を記載する（付属利賦札の状態を付記してもよい）。
- ④ 証券類受領書を（証券受領書を交付しているときは、証券受領書も）返送されたい旨の文言を証券類送付書に記載するか、またはこの文言を記載した付せんを証券類送付書に貼付する。
⇒ 411②参照・証券受領書の回収
- ⑤ 証券に同封して請求者に送付する。
- ⑥ 受領日付が記載され、届出印が押されたものが返送される。
- 請求者から返送された証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管（保管期間10年）する。
なお、証券受領書が同封されてきたときは、証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。

3枚複写

書式 No. 104

注意 1. 無記名国債証券および利賦札を送付する場合、捺印を押したもものについては国債名称、記号、券面種類および番号欄の記載を要しない。
2. 記名国債証券を送付するときは、記号および番号欄の記載を要しない。
3. 記名国債証券を送付するときは、1. に準ずるほか金額欄の記載を要しない。
4. 受領書の送付を受けたときは原簿に添付して別整理すること。

国債証券類送付書原符 (日付) 30. 11. 20

仕 出 日本銀行〇〇代理店

あて先 〇〇市長 殿

御中

摘 要 (送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番 号	枚 数	金 額
国債名称等は交付通知書記載のとおり					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
添付書類 枚

書式 No. 104

備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同封しないこと。

国債証券類送付書 (日付) 30. 11. 20

仕 出 日本銀行〇〇代理店

あて先 〇〇市長 殿

御中

同封の国債証券類受領書に受領日付の記載および公印の押なつをするとともに、交付通知書に受領日付および公印名の記載ならびに公印の押なつをしたうえ、同受領書、交付通知書および受取人明細表をご返送下さい。

店印
店
印

摘 要 (送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番 号	枚 数	金 額
国債名称等は交付通知書記載のとおり					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
添付書類 枚

書式 No. 104

国債証券類受領書 (送付書) 30. 11. 20
(日付)

あて先 日本銀行〇〇代理店

仕 出 〇〇市長

御中

印

摘 要 (送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番 号	枚 数	金 額
国債名称等は交付通知書記載のとおり					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
添付書類 枚

- ① 国債名称・記号・券面種類・番号・枚数・金額の記載に代え、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載する。
 - ② 証券の枚数・金額の合計を記載することとしてよい。
 - ③ この文言を証券類送付書に記載するか、またはこの文言を記載した付せんを証券類送付書に貼付する。
 - ④ 証券・交付通知書・受取人明細表・裁(認)定通知書・証券保存用ポリエチレン袋に同封して請求者に送付する。
 - ⑤ 受領日付が記載され、公印が押されたものが返送される。
- 請求者から返送された証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管(保管期間10年)する。

3枚複写

書式 No. 104

注意 1. 無記名国債証券および利賦札を送付する場合、宛印を押したもものについては国債名称、記号、券面種類および番号欄の記載を要しない。
2. 記名国債証券を送付するときは、記号および番号欄の記載を要しない。
3. 原本証券を送付するときは、1. に併せては完全複製の記載を要しない。
4. 受領書の送付を受けたときは原簿に添付して別整理すること。

国債証券類送付書原符 (日付) 30. 11. 20

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 〇〇市〇〇1-1
甲野 二郎 殿

御中

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
送付書類 枚

書式 No. 104

備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同封しないこと。

国債証券類送付書 (日付) 30. 11. 20

仕出 日本銀行〇〇代理店

あて先 〇〇市〇〇1-1
甲野 二郎 殿

御中

同封の国債証券類受領書に受領日付の記載および届出印の押なつをするともに、交付通知書に受領日付、住所および氏名の記載ならびに届出印の押なつをしたうえ、同受領書および交付通知書をご返送下さい。

店印
店
印

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
送付書類 枚

書式 No. 104

国債証券類受領書 (送付書) 30. 11. 20
(日付)

あて先 日本銀行〇〇代理店

仕出 〇〇市〇〇1-1
甲野 二郎 殿

御中

印

摘要(送付事由等)					
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
国債名称等は交付通知書記載のとおり					
合 計					

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚
送付書類 枚

- ① 国債名称・記号・券面種類・番号・枚数・金額の記載に代え、「国債名称等は交付通知書記載のとおり」と記載する。
 - ② 証券の枚数・金額の合計を記載することとしてよい。
 - ③ この文言を証券類送付書に記載するか、またはこの文言を記載した付せんを証券類送付書に貼付する。
 - ④ 証券・交付通知書・裁(認)定通知書・証券保存用ポリエチレン袋に同封して請求者に送付する。
 - ⑤ 受領日付が記載され、届出印が押されたものが返送される。
- 請求者から返送された証券類受領書は、証券類送付書原符とともに送付請求書に添付して保管(保管期間10年)する。

別添

(事 務 連 絡)
日 銀 業 第 6 8 1 号
2 0 1 8 年 9 月 2 8 日

都道府県の特別弔慰金等ご担当 各位

日 本 銀 行 業 務 局

記名国債の郵送による証券交付の可能化の実施日の決定等について

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「記名国債の郵送による証券交付の可能化等について」（2018年6月26日付日銀業第470号）により、2018年度下半期入り後を実施時期として、記名国債の新規発行証券について、郵送による証券交付の取扱いを可能とする旨をご連絡しましたが、本件可能化は、2018年10月15日から実施することとしましたので、通知します。

つきましては、代理受領者（市区町村の特別弔慰金等ご担当）に対し、本件可能化の実施日についてご通知いただくとともに、実際に郵送による証券交付の取扱いを行う場合には、予め交付取扱店の了承を得ていただくようご通知いただきたく、お願い申し上げます。

また、国債証券送付請求書（郵送による証券交付の取扱いを行う場合に代理受領者が交付取扱店に提出する書類）の書式を併せてお送りしますので、代理受領者への交付方よろしくお願い申し上げます。

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
猪俣（内線 6181）・上山（内線 6073）

以 上